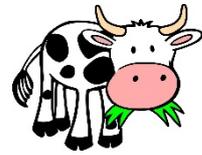


堤防の刈草を地域のみなさまに 無償提供します！

鳥越出張所管内では毎年、堤防管理のため除草を行っております。
その際にでた刈草は、資源の有効活用と除草コスト削減のため、地域の方々に
無償でお譲りする取り組みを実施しております。
ご希望の方は、裏面に記載している**留意事項**を確認のうえ、鳥越出張所に
お申し込みください。

■提供予定時期

【第1回】6月～7月 【第2回】9月～10月



■申し込み方法

直接、鳥越出張所にお越しいただくか、電話にてお受けいたしま
す。国土交通省 新庄河川事務所 鳥越出張所

住所：山形県新庄市金沢字中村1495-13

電話：0233-22-6038

受付時間：平日9:00～17:00

○申し込みの際は、氏名、電話番号、住所、利用目的、希望量(軽トラ○台分等)、
梱包が必要かどうか等についてお伺いします。



除草作業



提供状況

刈草は「そのまま」や
「梱包」した形での
提供となります。



そのままの形



梱包した形

●不明な点は以下に問い合わせをお願いします

国土交通省 新庄河川事務所 鳥越出張所

電話 0233-22-6038 FAX 0233-22-0083

刈草提供における留意事項

◆提供方法

- ・刈草は、「そのまま（刈ったあと集草した状態）」や「梱包」した形での提供を予定しています。
- ・希望者の方は、出張所への申し込み後に刈草を各自で 積込・運搬する事となります。
除草作業の進捗状況、天候等の状況により 提供できない場合があります。

◆刈草について

- ・刈草には、芝のほかにイタドリ等が混在している場合があります。ご了承ください。
(引き取り後の刈草に関するクレーム・返却は、ご遠慮願います。)
- ・刈草は、ゴミ等が混入しないように注意しておりますが、ご使用の際には十分注意してください。
- ・刈草は自然状態で保管しており、薬剤処理等を施しておりません。害虫が発生しても、責任は負いかねますので予めご了承ください。

◆提供にあたっての注意点

- ・提供する刈草は、家畜の飼料や敷きワラなど自家消費される方に限り提供させていただきます。
- ・引き取った刈草の使用にあたっては、投棄や転売等は厳に行わないでください。
- ・時期や場所によっては、ご希望の量を提供できない場合があります。ご了承ください。
- ・堤防上の通路での作業となる場合は、他の方の通行の支障にならないようにしてください。
- ・刈草のトラック等への積み込みにあたっては、過積載は行わないでください。
- ・刈草の積込・運搬作業時の事故や提供後の使用に伴うトラブル等については、国土交通省では一切責任を負いません。
予めご了承ください、事故のないよう十分に注意して作業を行ってください。
- ・提供にあたっては、出張所の指示に従ってください。指示に従っていただけない場合は、提供をお断りする場合があります。
- ・内容の詳細については、出張所までお問い合わせください。

